よいたより

（題字は町長内山大三筆）

No.12　昭和41年7月1日発行

発行・与板町役場
新潟県三島郡与板町大字与板甲163
電話・与板400
編集・"与板町だより"編集委員会
印刷・新潟プロセス印刷株式会社

◎ 昭和41年度の当初予算が決定
（総額1億4,700万円）

◎ 消防本部の発足と火災予防

◎ 戦没者叙勲

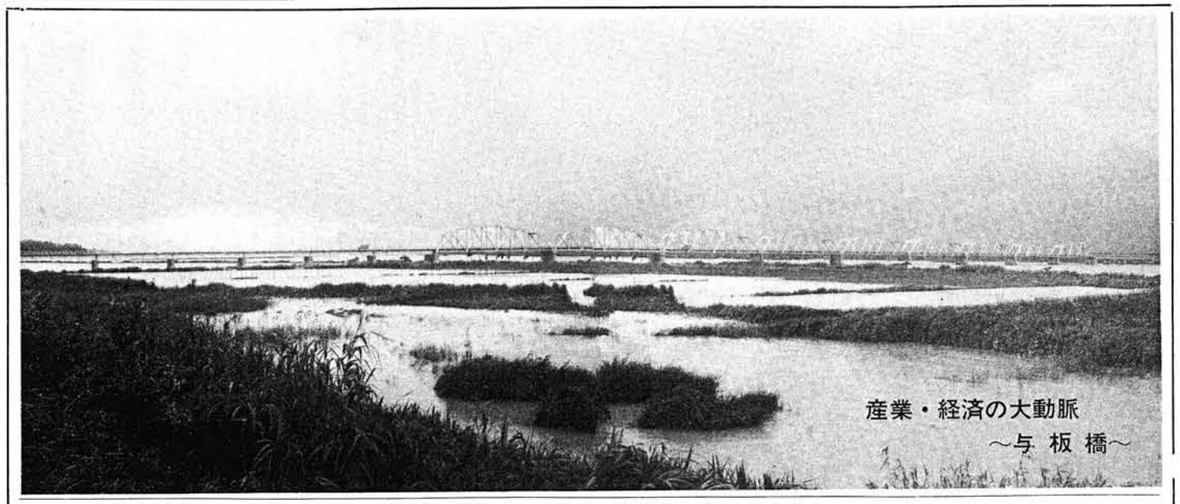

産業・経済の大動脈
～与板橋～

戦没者叙勲

昭和三十九年一月、戦没者に対する叙位叙勲が閣議決定により開始され、当町では、国の指示に従つて十九名の方の叙勲調査を行つたない六十五名の方に叙勲伝達を終わりました。叙勲者御氏名次の通り

町名	等級	戦没者氏名	柄名
葛都	勲八	石橋　弘	兄　義輝
上町	勲八	佐藤徳一郎	妹　サダ
山沢	勲八	大機長　進	兄　正雄
本与板	〃 八	大泉曹　甥一郎	甥　堤
〃	〃 八	大平等兵　三郎	父　堤下
岩方	〃 八	大貞等兵　貞松	兄　弥寿松
長丁	八	伍長　良雄	兄　春三
本与板	八	高橋長　林	兄　誠一
中町	八	宮島　林男	兄　林司
山沢	八	上等兵　池田　徳一	父　徳治
横原	八	大橋長　曹長	兄　耕介
〃	八	井上兵長　博	兄　雅吉
〃	八	森長　一男	父　藤作
堤下	八	笠原等兵　栄松	母　キシ
稲荷町	七	柄沢曹長　作治	母　ミキ
柳之町	七	佐藤三太郎	父　市五郎
横原	七	笠原等兵　飛曹正三郎	妻
稲荷町	七	小川曹長　清	母　キシ
横原	八	高橋兵　繁男	父　叔佐吉
横原	八	上等兵　小川　清	母　キシ
中町	八	上等兵　池田　徳一	父　徳治
山沢	八	曹長　耕介	兄　耕介
横原	八	大橋長　博	兄　雅吉
山沢	八	井上兵長　雅吉	兄　嘉平次
長丁	七	大橋長　徳一	父　徳治
安永	八	一等兵曹　小林　秀吉	妻
長丁	七	機曹長　小林　秀吉	妻
上町	八	上等水兵　大橋　久恒	姉
長丁	七	一等兵曹　武石　五郎	兄　四郎
安永	八	藤田　吉人	兄　相平
馬越	八	軍医　佐藤　勲	父　幸雄
堤下	八	上等兵　諸橋　隆栄	母　養ミヨ
安永	七	技長　那須美代司	兄　栄松
山沢	八	小林　一夫	母　タミ
葛都	八	遠藤兵　守衛	母　トメ
舟戸	八	海軍主機　原田　松次	兄　定一
本与板	八	伍長　中島　丈一	妻　ハル
上町	八	大橋勝太郎	父　平三郎
柳之町	八	上等兵　小林　喜作	母　みき
原	八	軍医　池田　友治	兄　作蔵
中町	八	軍医　丸山　久馬	姉　タマ
吉津	七	曹長　小林　隆英	妻　サワ
中町	八	兵長　太田　中市	母　サイ
広野	七	軍曹　山口　謹吾	母　チノ
本与板	八	二等兵曹　駒形銀三郎	父　九門左
横町	八	二等兵曹　小林　丹次	母　喜久
長丁	七	機曹長　小林　秀吉	妻　トシ
上町	八	上等水兵　大橋　久恒	姉　ムツ
長丁	七	一等兵曹　武石　五郎	兄　四郎
安永	八	藤田　吉人	兄　相平
馬越	八	軍医　佐藤　勲	父　幸雄
堤下	八	上等兵　諸橋　隆栄	母　養ミヨ
安永	七	技長　那須美代司	兄　栄松
山沢	八	小林　一夫	母　タミ
葛都	八	遠藤兵　守衛	母　トメ
舟戸	八	海軍主機　原田　松次	兄　定一
本与板	八	伍長　中島　丈一	妻　ハル
上町	八	大橋勝太郎	父　平三郎
柳之町	八	上等兵　小林　喜作	母　みき
原	八	軍医　池田　友治	兄　作蔵
中町	八	軍医　丸山　久馬	姉　タマ
吉津	七	曹長　小林　隆英	妻　サワ
中町	八	兵長　太田　中市	母　サイ
広野	七	軍曹　山口　謹吾	母　チノ
本与板	八	二等兵曹　駒形銀三郎	父　九門左
横町	八	二等兵曹　小林　丹次	母　喜久
中川岸	八	伍長　吉野　仁二次	妻
中町	八	兵長　久住　正次	父　庄平
吉津	八	兵長　小林　豊蔵	兄　与平
本与板	八	小林長　羊次郎	兄　平作
山沢	八	伍長　丸山　平八	父　常門
舟戸	八	室長　伍長　常男	父　常右エ
上町	八	田中等兵　孝次郎	妻
葛都	七	内藤曹長　虎一	父　弥平次
稲荷町	八	小林曹長　久策	弟　民治
蔵小路	八	小林兵長　正武	妻　ユキ
北新町	八	小林等兵　栄三郎	妻　カツミ
横町	八	兵長　山崎　賢一	父　喜勇技
〃	八	須長　藤　栄一	父　栄太郎
稲荷町	八	吉原等兵　義雄	母　ハル
本与板	八	兵長　山浦　五郎	女長　イサ
馬越	八	二等兵曹　丸山　一	母　ユシ
稲荷町	八	兵長　須藤　栄一	父　栄太郎
〃	八	室長　伍長　常男	父　常右エ
舟戸	八	室長　伍長　常男	父　常右エ
蔵小路	八	室長　伍長　常助	父　常右エ
上町	八	田中等兵　孝次郎	妻
蔵小路	八	兵長　上　藤　五郎	父　弥平次
蔵小路	八	高橋等兵　信一郎	妻　キヨノ
横町	八	兵長　吉野　信二	妹　カツ
本与板	八	曹長　青川　正男	兄　忠治
小路	八	兵長　八子　多一	妻　トミ
横町	八	砂落　広一	父　広二
中川岸	八	伍長　吉野　仁二次	父　庄平
中町	八	兵長　久住　正次	父　与平
吉津	八	兵長　小林　豊蔵	兄　羊次郎
本与板	八	小林長　丸山　平八	父　平作
山沢	八	伍長　風間　常男	父　常門
舟戸	八	室長　伍長　常助	父　常右エ
蔵小路	八	田中等兵　孝次郎	妻
上町	八	兵長　上　藤　五郎	父　弥平次
葛都	七	内藤曹長　虎一	妻　キヨノ
稲荷町	八	小林曹長　久策	弟　民治
蔵小路	八	小林兵長　正武	妻　ユキ
北新町	八	小林等兵　栄三郎	妻　カツミ
横町	八	兵長　山崎　賢一	父　喜勇技
〃	八	須長　藤　栄一	父　栄太郎
稲荷町	八	吉原等兵　義雄	母　ハル
本与板	八	兵長　山浦　五郎	女長　イサ
馬越	八	二等兵曹　丸山　一	母　ユシ

与板の殿様

直江山城守兼続（1）

直江山城守兼続の時代、高十二万石でした。与板には直江氏という建物はありませんでした。

平生侍塗は麓の小路に住んでおり、いざ戦争というとき山に登り部署に着きました。

その場所が、現在残つている山跡で本丸・二ノ丸・三ノ丸・土塁・かなり識見をもち、豊臣秀吉の朝鮮の役に従い多くの書籍を持ち帰え り六臣註の文選を版行しました。

この文選は、平安朝の頃から宮廷貴族の間で盛んに読まれた文集です。

兼続は与板の居城より春日山で過した方が多かつたと思われるが、慶長三年景勝は秀吉の命により会津若松城百二十万石になつたが、この時、兼続も三十五万石を与えられ家来二六四名とその家族を引きつれ与板を引き上げ米沢に移りました。陪臣としての三十五万石は一番大きく、日本では加藤清正ですら二十五万石でしたので武将としていかに勝れていたかがわかると思います。

米沢に移つてからは、五、六人の主だつた家来が現在与板町の居城より高十二万石の城、城と兼続の屋敷の周りには、栗の木を植えさせ戦役に備え栗の実を食糧として蓄えておいたものと思われ、その栗の木が現在大木となつて米沢市の与板町に残っております。

又、野良仕事が重労働であることを見て、生理期にある婦人が畑仕事をすると白い大便も赤くなるからこの時には、婦人は働いてはいけないと住民を窘めたといわれております。

現在も米沢市与板町があります

日常の住民の生活については家来の屋敷のうちの家康と数回に渡る交渉のおかげで、お家断絶は免れたのです。しかし主君上杉家は百二十万石から三十万石に減石され若松城主となつて米沢から米沢にもどされました。

兼続は、三十万石から五万石に減石されたが、これを辞退し、一万石で米沢の効外にひきこもり余生を過しました。

（写真　与板城山）

昭和四十一年度当初予算

一般会計

収入

町民一人当り三、六四二円の町税負担

町民一人当り一七、六七〇円の支出

昭和四十一年度の収入合計は、一億四千七百万円と見込まれました。

昨年の当初予算に比べてみますと、一千九百万円（十一パーセント）の減となりました。

主な理由は、昨年三千七百万円あつた災害復旧費が、今年度は六十万円と大巾に減少したためであります。

といつても交付税を含め国の補助金が、全収入の五十一パーセントを占めています。

次に大きな財源であります「町税」は、三千三十万円で、昨年当初と比較しますと約百五十万円の増額となつています。

これは税率はそのままながら、所得の伸びによるもので、これは町民一人当り三千六百四十二円づつ負担していただく勘定になり、昨年より百八十円多くなつています。

その他、諸収入中（小企業融資資金貸付金元利収入）が九パーセント、町債（町税の減税補てん・葛都道路工事・自動車ポンプ購入）の八パーセントが等となつています。

収入の51パーセントは国の補助金　町税は21パーセント

町民一人あたり三、六四二円の町税負担

町民一人あたり一七、六七〇円の支出　**支出**

今年一年間の与板町のふところは、一億四千七百万円となりました。

これは昨年より一千九百万円少ない額です。総収入のうち五十一パーセントを国により（昨年五十八パーセント）

町税は、約三千万円で二十一パーセントを占めるようになりました。

八十万円、全支出の十九パーセントに当ります。

これはいわゆる役場費で人件費から役場の管理・自動車の管理・紙の一枚にいたる役場運営の一切の費用です。

次に大きいのが、土木費の二千二百七十万円（一五パーセント）で、この中には、葛都道路の改良工事費・砂利・タール等の道路維持費・公共事業・単県事業の負担金・街路事業の負担金が含まれます。

教育費の二千二百四十万円（一五パーセント）がこれに次いでいます。

古文書等収納庫建築費・スクールバスの購入・与板高校建設負担金・小・中学校の管理費を含みます。

支出の四番目は、商工費の一千五百万円（十パーセント）で、産業育成資金・設備近代化資金の一千二百万円が約八割を占めています。

他に郡内四町村、与板町・和島村・出雲崎町・寺泊町の共同で建設中の屎尿処理場の負担金六百九十万円。

消防自動車一台、百九十万円等があります。

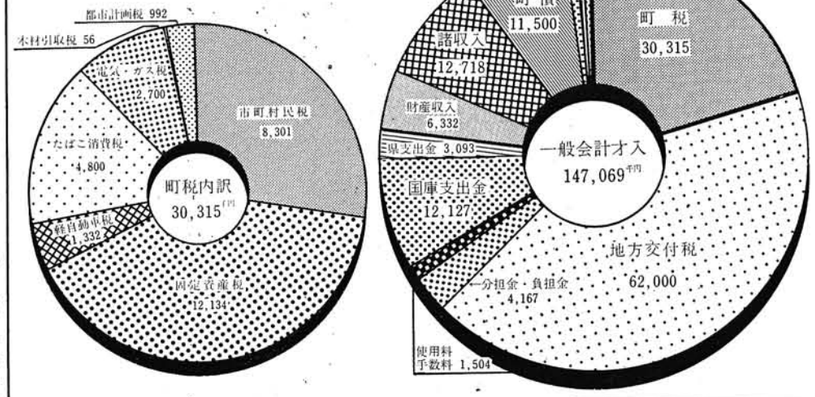

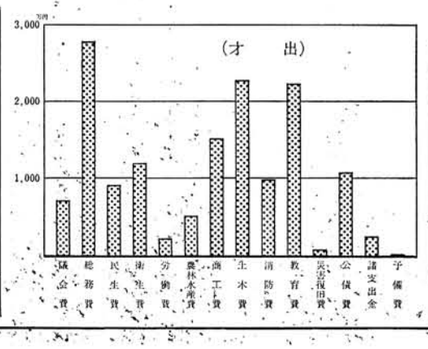

所得税第一期分の納期は七月一日～八月一日迄

便利な振替納税を利用しましょう

永久選挙人名簿制度と全国一斉調査

従来申告登録されてきた。基本名簿と補充名簿では、二重登録・誤載などいろいろ不都合な点があるということで、第五十一回国会で審議・議決され、昭和四十一年六月一日より、改正法が公布されました。

その内容の主なことは、六月二十日現在で行なつた全国一せい調査が、町の選挙管理委員会で審査・縦覧を経だ有権者は、いつたん名簿に登録されると、その登録資格に異動を生じない限り、その登録は一生カード式となつて、すえ置かれることになる。

従つて、選挙人の移動により選挙人名簿への登録申告は旧市区町村の発行する証明書により随時受付、その資格審査の議を経て、毎年三月三十日及び九月三十日に確定登録することになります。

★消防本部に電話が新設されました。火事は一一九番　一般用事は五七二番⇘

第12号　よいた―町だより―　（4）

郵便料金が改正に！

郵政省では七月一日から郵便料金と郵便物の種類や体系を次の表の様に改正致しました。

通常郵便料金

枠組	内容		料金
第1枠	定形郵便物	25グラムまで	15円
		50グラムまで	20
		50グラムまでの25グラムまでごとに	25
	定形外郵便物	50グラムまでごとに1キログラムまで	10円増
		2キログラムまで	200
		3キログラムまで	700
		4キログラムまで	1,200
			1,700
	郵便書簡		15
	郵便葉書		12
	市内特製 定形	25グラムまで	16
		50グラムまで	20
	市内特製 定形外	50グラムまで	28
		100グラムまで	
第2枠	通常はがき		7
	往復はがき		14
	小包はがき		8

特殊取扱料金

枠組	区別	内容	料金
書留	現金（損害要償額10万円まで）	損害要償額3,000円まで	円 60
		2,000円までごとに	5円増
	現金以外（損害要償額100万円まで）	損害要償額3,000円まで	60
		3,000円をこえ2,000円までごとに	1円増 50
	簡易書留		50
速達	通常郵便物	200グラムまで	50
		500グラムまで	70
		1キログラムまで	100
		1キログラムをこえるもの	200
	小包郵便物	2キログラムまで	80
		4キログラムまで	100

◎八月は個人事業税第一期分の納期です

納税の御相談は八月三十一日の納期限迄に

火葬場専用車購入

火葬場専用車を今度新しく購入し使用者に便宜を計ることになりました

使用料金は次の通り

。寝棺　一、〇〇〇円

。座棺　九〇〇円

。子供棺　八五〇円

但し、この料金は火葬場迄の往復料金で専用車金の他に一台付く自動車料金が含まれています。（乗車定員八名）その他専用車を使用しない人は従来通りの金額を死体火葬許可証交付申請のときに納入し手続をとつて下さい。

救急車が八月上旬に配置されます

新潟県警察官募集

六月二十日から九月三日迄県警務課では警察官の採用試験申し込み受付を行なつています。

。**受験資格**

昭和十六年四月二日から二十三年四月迄生まれた者、ただし昭和四十二年三月三十一日までに高校卒業見込みの者は昭和二十四年四月一日迄生まれた者。

。**学力**

学歴は問わないが高等学校卒業程度の学力を必要とします。

。**受付期間**

昭和四十一年九月三日迄

。**試験日**

昭和四十一年九月十一日と十月中旬に。

尚、詳細は警察署へ

上水道会計 昭和41年度当初予算

収入 の五十五パーセントは水道使用料
支出 の四十一パーセントは借入金返済

与板町の上水道は、一千七百戸約八千人のみなさまに利用いただいておりますが、この事業の一年間の経費が、二千八十八万五千円とみつもられました。

お陰さまで地震災害の後も完全に復旧し、機能も一段と充実いたしました。

☆

収入

この会計の収入源は、みなさんからいただく水道料が基本で、これが全収入の五十五パーセントを占めています。

これは一戸当り年平均六千七百円づつ負担していただくことになります。

繰入金の二百万円は、町の一般会計からの補助金です。諸収入の約七百五十万円は、受託工事の収入と、いわゆる雑収入です。

☆

支出

支出の中で、一番大きいのは、公債費で、全支出の四十一パーセントを占めています。

これは、設備資金として長期融資を受けたものの元利償還分です。

次に、全支出の中で、二十九パーセントを占める水道事業費は、人件費・電気料・液体塩素・維持管理費等、この事業を運営して行く上に必要な一切の経費です。

諸支出金の六百二十九万円は、前年度会計でやりくりのつかなかった分を、今年度会計から、繰上げて充当した金です。

尚、町の水道（水）一トン（五石五斗）あたりの必要経費は、昭和四十年度で、四十四円でした。

又、四十年度の配水量は、一日平均一千百七十六トン（同立方メートル）でした。

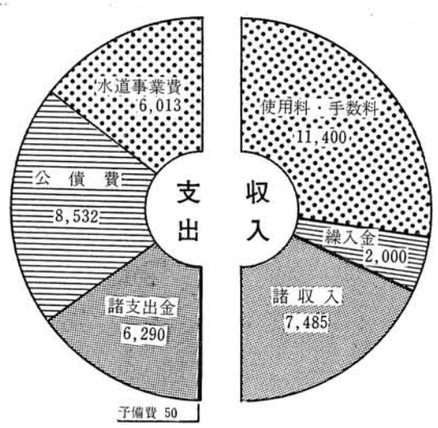

国民健康保険会計 昭和41年度当初予算

収入 の五十一パーセントは国の補助金
支出 の八十四パーセントは療養給付費

昭和四十一年度国民健康保険会計の予算は二千五百八十九万六千円で昨年より四百二十万八百八十一円と、昨年より一千二百八十九円多くなっています。

これは他の町村に比べて受診率が高いことと、一月から世帯員全員に対する七割給付を予定しているためですので、ぜひ御協力をお願いいたします。

☆

支出

支出の大部分、八十四パーセントが療養給付のための経費となっています。

ことしは、被保険者百人に付、四百七件の受診が予想され、一件当り一千七百三十一円、一世帯当り一万八千六百五十三円の割合になっています。

つまり、一人が一年間に約四回、お医者さんにかかることとみております。

次に、事務のための経費が九パーセントを占め、その他保険施設費・繰上充用金が、それぞれ三・三パーセント、二・七パーセントという割合で、支出されます。

尚、昭和四十一年度においては、国保加入の世帯を一千百三十世帯、被保険者数を、四千九百七十三人と推計しております。

収入

この会計の収入は、国からの補助金、五十一パーセントと、保険税として、被保険者の皆さんから負担していただく分が四十七パーセントで収入の全部を占めています。

保険税は、世帯当り一万六百五十三円の減と決定いたしました。

☆

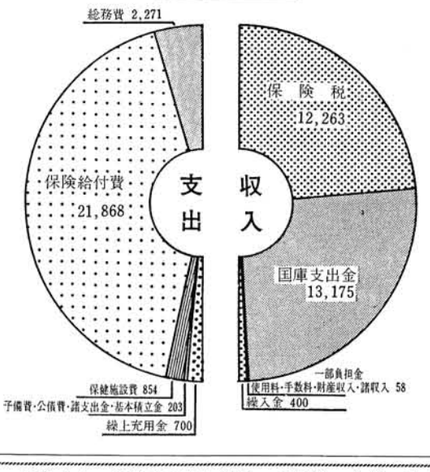

水禍のシーズン！ SS水の事故から子供を守ろうSS

七月の声とともに水銀柱も鰻昇り、水が恋しい季節です。これにつられて幼児童の水に接する機会も多くなることでしょう。そこで毎年のことながら子供達を水死事故から守ろうと呼ばれ、常識が考えられてきましたが一向に減少する傾向にはなりません。ちなみに昨年の県下での幼児童の水死事故を調べてみますと、

《水死者の総数》

総数は百四十二名（与板署管内十一名）

この内容を見ると、

一、〇～六才　六十人
二、七～十一才三十一人

と幼児童の事故数が全体の半分以上も占めているのが現状です。

《場所別件数》

一、川　五十二名
二、用水堀　三十四名
三、海　三十二名
四、池　十七名

《月別の事故数》

一、八月　四十一名

以下六月、七月という順番になっています。

この結果を見てもいかに暑い盛りに事故が多いか、又、家の周辺の川、用水堀、池などで二度と取り返えすことができない事故が発生しているかということです。

こんな悲劇は繰り返えしたくありません。子供達自身の不注意もさりながら大人の不注意や無感心が引き起こした事故も多いといわねばなりません。

細面の中に「好冷菌」と呼ばれる冷温を好むものもいるのです。油断はできません。

そこで保存にはどんな注意が必要かというと、

① 冷気は壁面や食品の間を通って流通するから詰め過ぎないこと。

一週間以上も経った牛乳は好冷菌が発生して中毒のもとになっていると考えて良いでしょう。

② 生鮮食品や生肉、ハムなど加工食品は買い込まないで冷蔵庫の広さ家族の人数に合わして、保存はフタ付の容器やサランラップなどで密封して置くこと。

こんな事を皆んなが注意し冷たい物を取り過ぎたり、暴飲暴食、寝冷えなどしないで十分な睡眠、規則正しい生活の中で栄養の保持向上、体力増強に努めるならば食中毒の予防につながることでしょう。

食中毒の季節到来！

これからのムシあけ、気温の高い時期が最も危険です。

県内では毎年この七月から九月にかけて時期に大発生しています。

その、ほとんどが「腸炎ビブリオ」によるものと言っていいでしょう。

このビブリオ中毒の症状は激しい下痢や腹痛を伴います。しかし、この病気は一日～二日で直るでしょう。

しかし、体の弱い、お年寄り、子供さんは、脱水症状とキツケなど起こして非常に危険ですので充分注意することが必要です。不幸にして中毒にかかった時には早めに医師に見示して充分手当てを受けること。

又、この中毒は特にイカ、マグロなどのサシミ、生物によるものが大変多いので注意が必要です。

しかし、この腸炎ビブリオは非常に弱いものですから皆さんのチョットした気のくばり方によって簡単に退治することができます。

そこで、一般家庭、食店、旅館、料理店等は次の点に注意が必要でしょう。

真水や熱に弱い！

① カケ流しの真水でスミズミ迄充分洗滌。

② 焼き物は中心迄六十度以下に加熱。

③ 調理器具は中性洗剤で洗って逆性石鹸で消毒する。

④ 食品は信用のある清潔な店舗で、不要に色の濃い物、白い物、包装の悪い物は安くても買わない。

⑤ 食品、折詰はその場で調理して残さぬこと。

⑥ 調理や食事の前には手を洗い着衣は清潔に。

この他冷蔵庫の過信から中毒を起こすことが良くあります冷蔵庫を過心しないことです。

好冷菌という冷温を好む細菌もいます！

冷蔵庫は殺菌器でも消毒器でもありません。

なる程、庫内の温度が十度以下に冷えていれば確かに食物の細菌の発生や酵素を抑制して腐敗を防ぐことができますが何度も開閉を繰り返す内に室温と変わらない温度になってしまいます。

又、近頃フリーザー付の冷蔵庫も多く見受けますが、しかしこの中に何日も放置して置くということ迄は危険この上もないことです。中毒を起こすことが妥当と考えます。

⑤ 病院、保健所、学校等で用いている身体検査用のはかりは、長さ計等については、これらの検査結果が証明上用いられることが多いと考えられるので定期検査の対象として下さい。

検査日は次の通りです

消防本部の発足と火災の予防

地震・雷・火事・親父の言葉に端的に表われているように火事は昔から恐ろしいものの一つとされておりますが、「災難だから仕方ないや」と云う考え方がまだ一部にはあるのではないでしょうか。

これでは、いくら消防力を強化しても何にもならないんじゃないかと思われます。

かと云って防火に対する方法を傍観し放置することはできない。

「何とかせねば」と云うことはどこの当事者も一様に考えて居ることであります。

特に法律でも「市町村長は当該市町村の区域内に於ける消方を十分に果すべき責任を有する」と力を更に加入の道へと向けて行っているため団員が欠けその補充に四苦八苦と云った有様で消防活動に大きな支障となっております。

当与板町に於ても団員の中、三分一もが昼間不在となり特に冬期間には、農村の出稼ぎが多く分団によっては婦人の方から応援を貰って火災に備えていると云う現状であります。

しかるにそれとは全く反対に火災の発生件数は年々増加していることは誠に遺憾であります。

火災を最少限度に防止するには、先ず初期の中に喰いとめる必要性があり、それには一刻も早く消防から来て貰いたいと云う社会の要求はいよいよ高まって来たものであります。

「市町村長は当該市町村の区域内に於ける消方を十分に果すべき責任を有する」と云うことはどこの当事者も一様に考えて居ることであります。

特に法律でも